◎漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律

（平成一五年三月三一日法律第一三号）（衆）

一、提案理由（平成一五年三月二〇日・衆議院本会議）

〇小平忠正君　ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……（略）……

次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる合併及び事業経営計画の提出期限を五年間延長し、平成二十年三月三十一日までとするとともに、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置を延長することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日農林水産委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告（平成一五年三月二八日）

〇三浦一水君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……（略）……

次に、漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案は、漁協が、資源管理の推進、担い手の育成等に積極的な役割を果たすには、経営基盤の安定強化が不可欠であるため、合併及び事業計画の提出期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長し、引き続き漁協の合併を促進する措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注）　衆議院においては、委員会の審査は省略された。